



旅立つウナギを捕らないで!!

❁産卵のために川を下るニホンウナギの保護について❁

秋から冬にかけて、産卵期を迎えるニホンウナギは川を下り、海に向かいます。

広島県内の内水面では、ニホンウナギの資源回復のため、**10月1日から翌年3月31日までの間はニホンウナギの採捕を全面禁止**します。

注※採捕を禁止する区域は、広島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）です。

ただし、小瀬川における広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流を除きます。

対 象	採 捕 禁 止 期 間											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全長30センチメートルを超えるニホンウナギ	← 禁止期間 →									← 禁止期間 →		
全長30センチメートル以下のニホンウナギ	← 禁止期間 →											

※全長 30 センチメートル以下のニホンウナギは、周年採捕禁止です。



みなさんのご協力をお願いします。

お問い合わせ先	広島県内水面漁場管理委員会
電話番号	082-513-5172